

保険のしくみと販売制度

保険のしくみ

損害保険のしくみ

損害保険とは、同じ種類の経済上の危険にさらされている多数の人々が一定の保険料を出しあって、万一事故に遭った場合に、その損害に対して一定の基準による給付(保険金)を受ける相互扶助制度です。その幅広い普及により、個人や企業などを様々な危険や災害から守り、個人生活や企業の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。

保険料率

「保険料率」は保険の価格のもとになる数値であり、保険金の支払原資に相当する「純保険料率」と、保険会社の事業運営のコストに相当する「付加保険料率」があります。

保険の販売価格に相当するものは「営業保険料率」で、「純保険料率」と「付加保険料率」をもとに算出されたものです。

「純保険料率」には、「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づいて設立された「損害保険料率算出機構」が算出し参考値として各損害保険会社に提供される「参考純率」と、各損害保険会社が独自に算出する「純保険料率」があります。各損害保険会社はこれに自社で算出した「付加保険料率」を加えて「営業保険料率」を算出し、保険業法の規定に基づき、各社ごとに金融庁に認可または届出の手続きを行っています。

なお、公共性がより高い地震保険並びに自動車損害賠償責任保険は、「損害保険料率算出機構」がそれぞれ「営業保険料率(基準料率)」の算出を行うとともに、金融庁への届出の手続きを行っています。

約款

保険契約の具体的な内容を取り決めたものが「約款」です。「約款」には保険種類ごとに「普通保険約款」と「特別約款」「特約条項」があり、保険会社が作成し、金融庁に届出あるいは認可を取得しているものです。

具体的には「保険金をお支払いする場合」「保険金をお支払いできない場合」「保険金のお支払いの基準」などの保険の効力に関する事項や、「お客さまからご通知・告知いただく事項」「保険契約の解約・解除・無効の場合」などの保険契約の維持管理に関する事項等について、ご契約者・被保険者と保険会社の双方の権利・義務を定め、双方を拘束するものとなっています。

保険料の収受、請求・返還

保険料は保険契約締結と同時にその全額を領収することが原則となっており、保険種類によっては各種の特約条項を付帯することで、分割払を利用することができます。

また、保険契約が締結されても、保険料あるいは分割払保険料の領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金が支払われないことが、保険約款に定められています。

保険期間中に生じた、お客さまのお申し出による保険契約の条件変更やお客さまのご都合による解約、保険会社が行う解除・無効などの場合は、約款の定めその他、それぞれ所定の計算式により計算した保険料を請求または返還することとしています。なお、所定の計算式については、金融庁に届出・認可を取得した各種の書類を基に保険会社が定めたものとなっています。

積立普通傷害保険などの積立型保険では、ご契約時に定めた満期返れい金が保険契約の満期時にご契約者に支払われます。加えて、保険期間中の運用利回りがあらかじめ予定した利率を上回った場合には、契約者配当金が支払われます。

再保険

損害保険事業においては、毎年安定した保険事業成績をあげることが重要です。そのためには、「大数の法則」に則り、均質のリスクを多数募集する必要があります。

しかし実際には、大型船舶・航空機・超高層ビル・ハイテク工場等のような高額物件の保険契約を引き受けた結果、巨額の損害が発生してしまったり、風水害・地震等の自然災害により広域大災害が発生した場合には、その年の保険引受に対する収支が大幅に左右されることもあります。

このような事態を避けるため、当社では引き受けた契約について、保険金支払責任の一部をあらかじめ国内外の他の保険会社に転嫁すること(出再)により、リスクの平均化・分散化を図っています。

また、一方で国内外の他の保険会社のリスクを引き受けること(受再)により、当社が保有するリスクの分散化にも努めています。